

○変更申請（届）について（ライトユーザー用）

個人が開設、空中線電力が50W以下、適合表示無線設備のみを使用、移動する局に限ります。

現在免許を受けているアマチュア局の無線設備、周波数等、設置場所（常置場所）、住所などを変更する時は、変更の手続きが必要です。

●総合通信局へ直接提出する場合（無線設備の保証が不要・不可の場合）の一例

送信機の取替、増設※

（技術基準適合証明設備《**新スプリアス規格**》をそのままの状態を使用する場合）

送信機の一部撤去※

既設局との設備共用
（設置場所、常置場所が同じで、資格の操作範囲内に限る）

氏名の変更
免許状への旧姓併記

無線従事者免許証
番号の変更

移動する局の常置場所
変更
（申請書は現在免許を受けている
総合通信局等へ提出）

旧コールサインへの
指定変更

既に提出した申請書
類の誤記訂正
（住所等）

住所変更
（転居及び住所表記の変更）

●保証を受けるため一般財団法人日本アマチュア無線振興協会（JARL）を経由する場合の一例

送信機の取替、増設

（技術基準適合証明設備《**旧スプリアス規格**》を使用する場合、基準適合証明設備ではない設備を使用する場合）

送信機の取替、増設
（FPV用等、外国製の送信機
を使用する場合）

許可された技術基準
適合証明設備の改造
（空中線電力が20W超え200W以下
となるもの）

許可された送信機に
付属装置の取付け
（空中線電力が20W超え200W以下
となるもの）

この書式は使用できません。

無線設備の保証には「保証願書」などの提出が必要です。詳しくは、保証業務を行っている一般財団法人日本アマチュア無線振興協会(JARL)(電話:03-3910-7263)のホームページを御覧になるか、直接お電話でお問合せください。

申請書提出先:免許を受けている総合通信局へ郵送してください。また、保証が必要な場合はJARLに郵送してください。（信越総合通信局へ提出する場合は、以下↓を点線で切り離して封筒に貼付けると便利です）

380-8795

長野市旭町1108

長野第一合同庁舎

信越総合通信局

無線通信部無線通信課 御中

「アマチュア局変更申請書在中」

※不備がなければ概ね二週間程度で処理が完了します。

電話等での申請の処理状況のお問い合わせはご遠慮ください。

※到着の記録をしたい場合は「簡易書留」などで提出してください。

※申請書、免許状は信書です。

＜免許事項証明書等送付用封筒（返信用封筒）について＞

免許事項証明書等の記載事項が変わる場合、「免許事項証明書等送付用封筒」が必要となります。

（技術基準適合証明設備の追加等で黄色枠内の※印の変更は原則送付するものがありますので、送付用封筒は不要です。なお、一部例外があります。）

定形郵便用長形3号（A4用紙が3つ折りて封入できる大きさ）以上の封筒に、住所、氏名を記載し、その封筒の大きさに対応した郵便料金分の切手を貼付して、当局へ申請書類とともに送付してください。

なお、免許状を折らずに発送を希望される方は、角型6号(英文併記の方は角型2号)以上の封筒に定形外郵便の切手を貼ってください。

＜返信用封筒に貼付する切手＞

定形封筒110円

定形外封筒140円

万一郵便料金が不足する場合は、不足料金を受取人の方に御負担いただきます。変更検査がある場合は、書類が多いため異なります。

切手

封筒に住所・氏名を記載し、切手を貼って申請書類と共にお送りください。

↑ 免許事項証明書等送付用封筒例

アマチュア局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

令和 年 月 日

信越総合通信局長 殿

収入印紙をはるところ
（免許記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない）
【アマチュア局】 480円分
※収入印紙に割印、消印はしないこと。
（必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入してください。）

以下のことについて、アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、下記のとおり申請（届出）します。（申請（届出）にあたり、無線局免許手続規則第12条第1項（第25条第1項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えます。）

- ☐ 無線設備の増設・取替・撤去（電波法第17条）
電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更（電波法第19条）
☐ （無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）
☐ 免許人住所の変更（電波法第21条）
☐ 無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
☐ 呼出符号の変更（電波法第19条）
☐ その他の変更（ ）
- また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（※申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。）

記

1 申請（届出）者

住所	〒（ ）
	国籍（外国人のみ記載）〔 〕
氏名	フリガナ

2 変更の対象となる無線局に関する事項

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局
② 呼出符号	
③ 免許の番号	A第 号
④ 備考	

3 申請（届出）の内容に関する連絡先

氏 名	フリガナ
	☐ 上記1と同じ
電話番号	
電子メールアドレス	

無線局事項書及び工事設計書

4	免許の番号	上記 2 ③と同じ		
5	申請（届出）の区分	変更		
6	住所及び氏名	上記 1 と同じ		
7	無線従事者免許証の番号	☐ 無線従事者免許 ☐ 同時申請	同時申請の資格 国家試験受験番号 修了証明書の番号	
8	無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項		
9	呼出符号			
10	無線設備の常置場所	住所	☐ 上記 1 及び 6 の住所と同じ	
11	移動範囲	移動する（陸上、海上及び上空）		
12	電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	☐ 指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力		
13	変更する欄の番号	☐ 6 ☐ 7 ☐ 9 ☐ 10 ☐ 12 ☐ 15		
14	備 考			
15 工事設計書	第 送信機	変更の種別		☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去
		適合表示無線設備の番号		
	第 送信機	変更の種別		☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去
		適合表示無線設備の番号		
	第 送信機	変更の種別		☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去
		適合表示無線設備の番号		
	第 送信機	変更の種別		☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去
		適合表示無線設備の番号		
第 送信機		変更の種別		☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去
		適合表示無線設備の番号		
その他の工事設計		☐ 電波法第 3 章に規定する条件に合致する。		

アマチュア局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

令和 7 年 1 0 月 2 4 日

提出（郵送）する日を記入してください

信越総合通信局長 殿

収入印紙をはるところ
(免許記録に記録した事項に変更が生じる場合は、収入印紙の貼付を要しない)
【アマチュア局】 480円分
※収入印紙に割印、消印はしない
(必要額を超えて収入印紙をはった場合は、申請書の余白に「過納承諾」を記入してください)
免許記録に記録した事項に変更が生じる場合は収入印紙を張り付けてください。
(免許人住所の変更等)

提出先に応じて変更してください
変更の許可を受けたい（変更した）ので、下記のとおり申請（届出）します。（申請（届出）にあたり、無線局免許手続規則第12条第1項（第25条第1項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えます。）

- ☒ 無線設備の増設・取替・撤去（電波法第17条）
電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の
☒ 変更（電波法第19条）
（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）
☐ 免許人住所の変更（電波法第21条）
☐ 無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
☐ 呼出符号の変更（電波法第19条）
☐ その他の変更（ ）
また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（※申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。）

該当するものにチェックしてください

記

1 申請（届出）者

住所	〒（380-0846） 長野県長野市旭町1108 国籍（外国人のみ記載）〔日本国籍の方は記入不要です〕
氏名	フリガナ シンエツ タロウ 信越 太郎

2 変更の対象となる無線局に関する事項

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局
② 呼出符号	J S 0 A B C
③ 免許の番号	信A第 1 2 3 4 5 6 7 号
④ 備考	

②～③は無線局免許状（J-ライセンス）が書いてあるものに記載されている
・識別信号（J-ライセンス）
・免許の番号
を記載してください。

3 申請（届出）の内容に関する連絡先

氏 名	フリガナ ☒ 上記1と同じ
電話番号	026 - 234 - ****
電子メールアドレス	***** @ ***** . ** . Jp

担当者から連絡することがありますので、平日の昼間に連絡が取れる電話番号等を記入してください

無線局事項書及び工事設計書

4 免許の番号		上記 2 ③と同じ		
5 申請（届出）の区分		変更		
6 住所及び氏名		上記 1 と同じ		
7 無線従事者免許証の番号	BZZL1234		写真のある無線従事者免許証の番号を記入してください	
	☐ 無線従事者免許同時申請	同時申請の資格 国家試験受験番号 修了証明書の番号		
	アマチュア業務用・アマチュア業務		9呼出符号の欄は「他の総合通信局」管内へ常置場所・設置場所を変更する場合を除き、現在の無線局免許状に記載されている内容を記入してください	
	J S O A B C			
10 無線設備の常置場所	住所	☒ 上記 1 及び 6 の住所と同じ 住所と異なる場合は記入してください		
11 移動範囲		移動する（陸上、海上及び上空）		
12 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力		☒ 指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力 確認をしてチェックして下さい		
13 変更する欄の番号		☐ 6 ☒ 7 ☐ 9 ☐ 10 ☐ 12 ☒ 15		
14 備考		変更を行う項目の欄の番号にチェックしてください		
15 工事設計書	第 1 送信機	変更の種別	☒ 取替	変更の種別にチェックをして、無線機に貼付されている技術基準適合証明機器（工事設計認証機器を含む）の番号を記載してください
		適合表示無線設備の番号	002-123456	
	第 2 送信機	変更の種別	☒ 増設	
		適合表示無線設備の番号	002KN1234	
	第 3 送信機	変更の種別	☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去	
		適合表示無線設備の番号		
	第 送信機	変更の種別	☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去	
		適合表示無線設備の番号		
	第 送信機	変更の種別	☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去	
		適合表示無線設備の番号		
その他の工事設計		☒ 電波法第 3 章に規定する条件に合致する。 確認してチェックを入れてください		

※現在の登録機器の番号が分からない場合は、お持ちの無線機器を全て記載して提出してください（提出された内容で上書きを行います）※電話等での装置番号等の問い合わせはお受けしかねます

旧コールサインの復活について

御自身が以前使用していたコールサイン(旧コールサイン)が、使用できる場合があります。
同一エリアで以前指定されていたコールサインを希望される場合は、次の手続きをとって下さい。
なお、現在の常置場所・設置場所が旧コールサインのエリアと異なる場合は復活指定できません。

信越総合通信局では他の方へコールサインの再割当はしていません。

関東、東海、近畿、九州総合通信局では再割当をしていますので、割当済みの場合等、証明書類があっても旧コールサインの

○免許の有効期間満了後「5年以内」に再開局の場合

→無線局事項書の「15 備考欄」に、旧コールサインを記入して下さい。

○免許の有効期間満了後「5年を経過」して再開局の場合

→無線局事項書「15 備考欄」に「**旧コールサイン希望**」のように朱書きし、次の旧コールサインが確認できる書類を添付して下さい。

＜旧コールサインが確認できる書類＞

次の①～⑤のいずれかを申請書に添えてください。

- ① 旧コールサインが記載された無線局免許状のコピー
(返納すべき無線局免許状がお手元にある場合は、その免許状でも可)
- ② 旧コールサインの記載がある「無線局事項書及び工事設計書」の写しで、
地方電波監理局、電気通信監理局等の写し証明印が押してある書類 (平成4年3月までは写しが返送されていました)
- ③ 旧コールサインが掲載されているコールブック、局名録などのコピー
(ブリフィックス(最初の3文字)、サフィックス(それ以降)が1枚で確認できるもの)
- ④ 旧コールサインの電波利用料納入告知書の左側「電波利用料納付のお願い」
(コピーでも可)
- ⑤ 一般社団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)が発行した旧コールサイン確認書
(旧コールサインを証明する書類がない場合に申請者から提出される「旧コールサイン調査依頼書」に基づいて日本アマチュア無線連盟が代理証明する書類)

JARLへの「旧コールサイン調査依頼書」について

「旧コールサイン調査依頼書」は、インターネット又は郵送により直接入手することができます。

「旧コールサイン調査依頼書」の入手方法

○郵送で取り寄せる場合

「旧コールサイン調査依頼書希望」と書いたメモと返信用封筒(申請者の宛先を書いて、切手を貼った封筒)を同封して、次の宛先へ申し込んで下さい。

〒170-8073 東京都豊島区南大塚3-43-1 大塚HTビル6階
一般社団法人日本アマチュア無線連盟 「旧コールサイン確認」係

○インターネットからダウンロード

JARLのホームページ「始める」の「旧コールサインの復活」の下段にある「旧コールサイン調査依頼書(PDF)」からダウンロードしてください。

旧コールサイン確認書の発行について

「旧コールサイン確認書」の発行を依頼される方は、次の要領で申し込んで下さい。

- (1) 「旧コールサイン調査依頼書」に必要事項を記入して、JARL(日本アマチュア無線連盟)へ送付して下さい。また、氏名が変わった方は、最後に免許が失効した時の氏名を旧姓欄に必ず書いて下さい。
- (2) 社団局の場合で、代表者が以前と異なっているときは、当該免許人の地位を引き継いでいることを証明する書類等を「旧コールサイン調査依頼書」に添付して下さい。
JARLへ提出する依頼書の封筒の表面には「旧コールサイン調査依頼」と朱書きして返信用封筒(依頼者の宛先を書いて切手を貼った返信用の封筒)を同封して下さい。
＜依頼書の提出先＞
〒170-8073 東京都豊島区南大塚3-43-1 大塚HTビル6階
一般社団法人日本アマチュア無線連盟 「旧コールサイン確認」係

★調査が終わりしだい、JARLから返信用封筒を使って「旧コールサイン確認書」(確認できない場合は、「旧コールサイン未確認通知」)が郵送されてきます。
※詳細は、(一社)日本アマチュア無線連盟会員課(03-3988-8749)にお問合せください。

※QSLカード、JARLのコールサインプレートは、確認書類にはなりません。

※御自身が以前使用していないコールサインやこれから割当となるコールサインの指定希望は記念局等を除きできません。